

林野庁中信森林管理署と国立大学法人信州大学社会実装研究クラスター
山岳科学研究所との連携・協力に関する協定書
(信州大学上高地学術の森・信州大学乗鞍学術の森)

林野庁中信森林管理署（以下「甲」という。）と国立大学法人信州大学社会実装研究クラスター山岳科学研究所（以下「乙」という。）は、両者の連携・協力を促進し、環境保全研究、人材等の総合力を発揮することが、我が国の学術の振興、環境保全等に重要な役割を果たすことを深く認識し、以下のとおり連携・協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、森林及び山岳分野に係る研究教育、技術開発等の相互協力が可能な事項について、互恵の精神に基づき具体的な連携・協力を効果的に実施することにより、我が国の学術の振興及び環境保全をはじめとする森林の多面的機能の発揮に寄与するとともに、地域に貢献することを目的とする。

(目的達成への努力)

第2条 甲及び乙は、研究、教育、人材育成、情報交換、情報発信等において連携・協力を積極的に行うために協議し、必要な事項を取決め、それらを誠実に実施するよう努めるものとする。

(連携・協力の実施事項)

第3条 本協定に基づく連携・協力の実施事項は、次に掲げるとおりとする。なお、信州大学上高地学術の森・信州大学乗鞍学術の森として明示した国有林のフィールドの実施区域及び具体的な研究内容については、別途実施計画を単年度ごとに定めることとする。

- 一 共同研究の推進
- 二 両者の管理区域・施設の相互活用
- 三 技術開発、試験研究等に係る指導及び助言
- 四 人材育成の推進及び相互支援
- 五 情報交換・情報発信の相互支援及び共同実施
- 六 その他、本協定の目的遂行上必要な事項

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。ただし、更新する場合においては、それぞれの連携協力の内容を評価し、協定の更新について甲、乙が協議するものとする。

(細目)

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名捺印の上、各1通を保有する。

令和8年3月17日

甲 松本市島立 1256 番 1 号

乙 上伊那郡南箕輪村 8304

林野庁中信森林管理署

国立大学法人信州大学

社会実装研究クラスター山岳科学研究所

署長

高塚 慎司



所長

東城 幸治

